

2 人権・生活

関連予算の執行額

(単位：千円)

会計 区分	予算科目			予算執行額
	款	項	目	
一般	02総務費	01総務管理費	06財政管理費	9,014,246
一般	02総務費	01総務管理費	13消費者行政推進費	141,927
一般	02総務費	01総務管理費	14諸費	443,662
一般	02総務費	02企画費	02計画調査費	2,167,979
一般	02総務費	02企画費	03運輸交通対策費	699,246
一般	02総務費	02企画費	04青少年女性対策費	300,147
一般	03民生費	01社会福祉費	09人権施策推進費	110,486
一般	04衛生費	01公衆衛生費	03予防費	1,696,198
一般	04衛生費	02環境衛生費	02食品衛生指導費	174,316
一般	04衛生費	02環境衛生費	03環境衛生指導費	1,211,913
一般	06農林水産業費	02園芸費	02園芸振興費	518,299
一般	07商工費	01商業費	02商業振興費	998,162
一般	08土木費	01土木管理費	01土木総務費	※ 256,426
一般	08土木費	02道路橋りょう費	03道路新設改良費	※ 16,743,539
一般	08土木費	02道路橋りょう費	04交通安全対策費	※ 776,525
一般	09警察費	01警察管理費	02警察本部費	※ 1,334,694
一般	09警察費	01警察管理費	03警察施設費	637,156
一般	09警察費	01警察管理費	04運転免許費	655,732
一般	09警察費	02警察活動費	01警察活動費	2,298,076
一般	10教育費	01教育総務費	04教育指導費	518,202
一般	10教育費	06社会教育費	04文化の森総合公園文化施設費	766,156
一般	10教育費	07保健体育費	01保健体育総務費	240,997

1 人権を尊重する社会づくりの推進

1 人権教育・啓発の推進（男女参画・人権課，人権教育課，文化の森振興本部）

1(1) 人権啓発の推進

平成16年12月に策定された「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき，人権尊重理念の普及高揚を図るため，人権全般及び同和問題をはじめ個人権課題に係る啓発事業を推進し，差別意識の解消・人権意識の高揚に努めた。

ア 人権啓発資料の作成

県民の人権意識の高揚を図るため，同和問題啓発テキスト・人権啓発用物品等を作成，配布するとともに啓発に活用した。

イ 啓発研修

自治研修センター及び関係行政機関等が開催する研修会等に人権啓発推進員を派遣し，同和問題をはじめとする人権課題について啓発を図った。

○ 実施回数 年間116回

ウ 人権啓発指導者養成研修

市町村職員等を対象として，県下における人権啓発の指導者養成研修を実施した。

○ 開催日 平成29年1月17日（火）

○ 場 所 徳島グランヴィリオホテル

○ 参加人員 46人

エ マスメディア広報

人権意識の普及高揚を図るため，マスメディアを利用した広報を行った。

○ 掲載日 平成29年2月7日（火）

○ 広報媒体 徳島新聞

オ 人権フェスティバル

様々な人権問題の啓発事業により多くの人々の参加を促し，基本的人権の尊重とその擁護について正しい理解と広く人権思想の普及高揚を図ることを目的に，各種啓発事業を一体的，総合的に実施する人権フェスティバルを開催した。

○ 開催日 平成28年12月11日（日）

○ 場 所 阿波市交流防災拠点施設アエルワ

○ 主な内容 講演会，人権パネル展等の実施

○ 入場者数 約2,500人

カ 人権啓発活動市町村委託事業

市町村に人権啓発事業の委託を行い，県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め，人権意識の普及高揚を図った。

○ 委託金額 16市町 8,565,000円

キ あったかハート車両広告事業

路線バス車内に「あったかな気持ち」の「人権意識を高めるための啓発ポスター」を掲示し、乗客などに「走る人権啓発」を行った。

○ 運行期間 平成28年4月～平成29年3月

ク みんなが主役の人権啓発推進事業

県内のNPOや市民活動団体などから人権啓発推進に関する様々な事業を募集し、県の設置する審査委員会において適当と認められた事業について事業を委託した。県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の普及高揚、市民活動団体の育成を図った。

○ 委託金額 8団体 2,800,000円

ケ あいぽーとサテライトカレッジ人権啓発推進事業

広く県民に人権啓発の機会を提供し、人権尊重の理念の理解と共感を図るため、四国大学と連携し、同大学と同大学の西部・南部サテライト会場とをインターネット回線で繋ぐ「双方向遠隔講義システム」による人権啓発事業を行った。

○ 日 時 平成28年5月17日（火）

○ 場 所 メイン会場 四国大学

サテライト会場 南部会場：美波町コミュニティホール

西部会場：四国大学西部地区スーパーサテライトオフィス

○ 参加者数 200人

コ 若者発！人権啓発映像コンテンツ発信事業

人権の世紀を担う「若者」の視点から、現在の社会情勢における喫緊の課題である人権課題についての正しい理解と認識を深めるため、県内の高校・大学生等を対象に、テレビ放送に適した人権啓発動画を募集し、優秀な作品を表彰するとともに、ケーブルテレビ等で発信を行った。

○ 作品課題 「外国人」、「障がい者」、「子ども」、「インターネットによる人権侵害」

○ 応募総数 15作品

○ 啓発活用 ケーブルテレビにおいて放映（県内全域）

北島シネマサンシャインでのシネマCM上映（最優秀作品のみ）

1(2) 人権教育啓発推進センターの運営

ア 指定管理者による施設運営

人権尊重の理念を広く県民に普及し、様々な人権問題の解決に資するために設置された徳島県立人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」では、NPO法人ヒューマンライツ文化・福祉ネットワークが指定管理者として、施設の運営及び啓発講座やイベント等の事業を実施した。

イ 相談事業の実施

弁護士による人権相談 毎月1・3金曜日 計15回

人権擁護委員による人権相談 毎月2・4土曜日 計23回

1(3) 人権教育の推進

ア 「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育の推進

学校教育及び社会教育のあらゆる機会を捉えて、「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育の普及促進に努めた。

イ 学校計画訪問・要請訪問

学校における人権教育の推進を図るため、学校計画訪問や、市町村教育委員会及び関係機関からの要請による訪問において、指導助言を行った。

区 分	幼稚園・こども園	小学校	中学校	高等学校・特別支援学校
計画訪問指導	2園	2校	2校	6校
要請訪問指導	14回	38回	17回	27回

ウ 管理職等研修

管理職等の資質及び指導力の向上を図るため、研修を実施した。

名 称	参 加 人 員
学校リーダー研修 (高等学校・特別支援学校の副校長・教頭)	102人
学校リーダー研修 (小・中学校の副校長・教頭)	312人

エ “あわ”じんけん講座の開催

学校における人権教育の推進に当たっては、指導者である教職員自身の人権意識の高揚を図り、人権及び人権問題に関する深い理解と認識を持つことが重要であることから、指導力を高める講座を実施し、人権教育の推進者となる人権教育主事をはじめ教職員の更なる資質の向上を図った。

名 称	実 施 回 数	参 加 人 員
人権教育主事研修会	9日間・14講	延べ936人
校種別実践力向上講座	4日間・8講	175人
指導力充実講座	1日間・6講	109人
希望研修	1日間・2講	30人

オ 人権教育研究推進事業

文部科学省「人権教育研究推進事業」の委託を受け、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究（人権教育総合推進地域事業）や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究（人権教育研究指定校事業）を実施し、県内の人権教育の一層の推進を図った。

○文部科学省人権教育総合推進地域事業

推進地域	推進協力校	主な実践研究内容
鳴門市	第一中学校，第二中学校， 鳴門中学校，瀬戸中学校， 大麻中学校	人権文化祭，人権フェスティバル， 人権啓発リーフレット作成・配布
佐那河内村	佐那河内小学校 佐那河内中学校	人権大学講座 人権現地研修 人権カレンダー作成・配布

○文部科学省人権教育研究指定校事業

指 定 校	研 究 期 間	研 究 発 表	参 加 人 員
洪野小学校	平成28年度～29年度	—	—
芝生小学校	平成27年度～28年度	平成28. 11. 9	323人
池田中学校	平成28年度～29年度	—	—
松茂中学校	平成27年度～28年度	平成28. 11. 10	402人

カ 県教育委員会人権教育研究指定校事業

文部科学省指定の小学校・中学校に加え、県指定として幼稚園と高等学校（特別支援学校を含む）において、人権尊重の精神の涵養を図るための学校教育の在り方についての実践的な研究を実施した。

指 定 校（園）	研 究 期 間	研 究 発 表	参 加 人 員
大松幼稚園	平成28年度～29年度	—	—
辻幼稚園	平成27年度～28年度	平成28. 11. 9	53人
城北高等学校	平成28年度～29年度	—	—
鴨島支援学校	平成27年度～28年度	平成28. 10. 26	227人

キ 中・高生による人権交流事業の実施

県内の中学校・高等学校及び特別支援学校の生徒が各ブロックにおいて、生徒実行委員会活動や先進地研修を重ねた上で人権交流集会を実施した。この集会には477人の参加があり、人権について語り合うことを通じて人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図り、様々な人権問題を解決する実践力を身につけた生徒の育成に努めた。

ク 人権教育指導員の委嘱

人権教育指導員を41人委嘱し、人権意識の高揚と人権問題解決のために各種研修会等において指導助言を行った。

実 施 回 数	参 加 人 員
延べ213回	延べ15,588人

ケ 人権教育資料，教材等の整備

社会教育における人権教育資料を各種研修会等で配付するとともに、人権教育課のホームページ上に掲載し、公開した。

コ 「あったかハートつながり隊・ひろがり隊」事業の実施

人権の視点に立った大学生などによるサークル活動の実践力の養成と学校等における人権教育の推進を図るため、サークル等に相互交流と研修の機会を提供した上で、学校等の要請により派遣を行った。

サ 人権教育に関する指導者の研修

人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上と指導力の強化を図るため、社会教育主事や社会教育施設関係者等を対象に研修会を実施した。

名 称	参 加 人 員
人権教育指導者研修会	延べ108人

シ 識字学級交流推進費補助

識字学級を開設している市町に助成し、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決と識字学級の相互の交流及び学校や社会教育団体等との交流活動を積極的に推進するとともに、社会啓発活動の促進に努めた。

ス 文化の森人権問題啓発事業

識字学級制作の作品や啓発資料を展示するとともに、啓発ビデオを上映する人権啓発展を開催し、県民の人権意識を高め、人権問題の解決に努めた。

セ 「いのち輝くメッセージ作品募集」事業

「いのち」の大切さや生きることのすばらしさをメッセージに託し、「いのち」の輝きを表現した作品を募集・表彰し、その優秀作品を人権教育・啓発の具体資料として活用することにより、人権意識の高揚を図った。

- 応募総数 4,450点

2 男女共同参画社会の形成

1 平等を基礎とした男女共同参画の促進（男女参画・人権課）

1(1) 政策・方針決定過程への参画の拡大

ア 県の審議会等への女性委員の選任割合の拡大

区分	審議会等の設置数	委員数	女性委員数	女性の占める率
平成28年4月1日	71	1,121人	561人	50.0%

1(2) 家庭・地域等における男女共同参画の推進

ア 地域における啓発・研修事業

地域における男女共同参画を推進するため、阿波市及び勝浦町で「男女共同参画講演会」を実施した。

- 阿波市 平成28年10月8日 参加者 341人
- 勝浦町 平成29年2月25日 参加者 25人

1(3) 男女共同参画推進拠点の利用促進

時代の要請や県民のニーズに即した、本格的な男女共同参画推進拠点として整備した「ときわプラザ（男女共同参画交流センター）」の利用を促進した。

- 平成28年度来所者数 54,015人

1(4) 総合相談体制の充実・強化

男女共同参画の推進に関する相談事業として、「フレアとくしま相談室」で電話相談をはじめ、面接相談、法律相談を行った。

- 電話相談1,196件、面接相談23件、法律相談49件

2 個人の尊重と男女平等意識の確立（男女参画・人権課）

2(1) 男女共同参画の広報・啓発

ア 男女協調週間事業

男女共同参画社会の早期実現を目指して、計画的かつ効率的な施策を推進するため、7月7日から7月13日までの1週間を「徳島県男女協調週間」に、7月11日を「徳島県男女協調の日」とし、男女共同参画に関する講習会やパネル展示等を開催した。

イ フレアキャンパス講座の実施

男女共同参画の総合的な推進拠点である「ときわプラザ（男女共同参画交流センター）」において様々な課題をテーマとした「フレアキャンパス講座」を実施した。

ウ 企画委託事業の実施

男女共同参画についての理解と認識を深めるため、県民の新たな視点や手法による企画提案事業として、デートDV防止対策、防災対策、起業支援講座、キャリアアップ講座など、9事業を実施した。

エ 地域活動リーダー養成事業

家庭や地域の絆を大切にしつつ、男女共同参画による活力ある地域社会を創造するため、地域で活動する新たな人材育成を目的として、「地域活動リーダー養成講座」を開催した。

オ 輝く新未来へ！「女性のチカラ」応援事業

女性活躍推進法の全面施行、ときわプラザ（男女共同参画交流センター）開設10周年を契機に、更なる「女性活躍推進」の機運醸成や県民の意識変革を図るため、企業、経済団体及び女性活躍推進法に基づく協議会等との連携のもと「輝く女性応援フェスティバル2016」を開催した。

2(2) 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画の推進

ア 相談機関等の連携

配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向け、配偶者からの暴力に係わる相談を受けている機関及び民間団体等が連携し、相談体制の充実を図るため、「配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議」を開催した。

イ 若年層からのDV予防啓発

「DVの被害者も加害者も発生させない」という視点から、中・高・大学に加え、看護学校も対象としたデートDV予防啓発セミナーの実施や、教育関係者、保護者等を対象とした講演会等の開催に加え高校生への公募による「啓発マンガ」を活用した「ストップ！DV」啓発冊子の配付等により、若年層からのDV予防教育・啓発の推進を強化した。

3 男女の働く権利の保障と条件整備（商工政策課）

3(1) 商工自営業における女性の地位向上

ア 商工会、商工会議所の女性部活動への支援

商工会等経営支援団体の指導支援体制の充実・強化を図る中で、女性部活動の支援を図った。

- 商工会 23団体
- 商工会議所 6団体

4 総合的な推進体制の整備（男女参画・人権課）

4(1) 「徳島県男女共同参画基本計画（第3次）」の策定・推進

平成28年6月、女性活躍推進法に基づく「推進計画」と一体的に「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第3次）～」を策定し、「男女共同参画立県とくしま」の実現を着実に推進した。

3 ボランティア活動の推進

1 ボランティアの気運づくり（県民環境政策課）

1(1) 地域活力再生に向けたボランティア活動の促進

複雑・多様化した地域の課題解決に向けて、県民一人ひとりによる自発的なボランティア活動など地域活力の再生を目指し、とくしまボランティア推進センターにおいて、地域の将来を担う次世代の育成、セカンドライフにおける地域貢献の促進、災害に強い地域の育成など、今日的なテーマ性を持った人材育成、広報・啓発等の各種事業を実施した。

2 ボランティア活動支援の充実（県民環境政策課， 県土整備政策課）

2(1) 活動拠点の運営

ア とくしま県民活動プラザにおける活動支援の推進

NPO、ボランティア団体等の社会貢献活動団体の活動・交流の場であるとくしま県民活動プラザ内にとくしまボランティア推進センターを設置・運営し、団体等の活動を支援した。

2(2) 活動環境の整備

ア アドプト・プログラム県民運動の推進

新しい県土づくり・地域づくりとして、県民との協働によるアドプト・プログラムを県下の河川、道路、港湾、公園や公共土木施設以外の公の施設に広く普及させた。

イ アドプト活動への支援

県管理の土木施設等に係るアドプト契約団体に対し、看板設置等の支援を行った。

2(3) 大規模災害被災者の支援

ア 被災者等支援事業の実施

平成28年熊本地震被災地との交流等支援事業を発災後速やかに実施するとともに、被災地との交流事業報告会を開催した。また、徳島県大規模災害被災者等支援基金への寄附金を募る活動を実施した。

4 生活衛生の確保

1 食品衛生対策の推進（安全衛生課， 食肉衛生検査所）

1(1) 食品衛生対策の推進

ア 食品衛生監視・指導の強化及び試験検査体制の充実

(ア) 食品衛生の監視

項目	対象数	監視延件数
許可施設	17,359 件	11,255 件
許可不要施設	9,109	2,547
計	26,468	13,802

(イ) 食品の収去試験

項目	検査件数	不適件数	不適率
微生物検査	12,133 件	284 件	2.3 %
化学検査	16,736	2	0.01

(ウ) 食中毒発生状況

項目	発生件数	摂取者数	患者数	死者数
発生件数等	2件	67人	15人	0人

1(2) 食肉衛生対策の推進

ア 食肉等検査体制の充実強化

(ア) と畜検査状況

食肉用として出荷されたすべての牛や豚などについて1頭ごとに疾病の有無等の検査を実施するとともに、抗生物質等動物医薬品や放射性物質のモニタリング検査を実施した。

また、食肉の安全性確保のため腸管出血性大腸菌O157など食中毒細菌について枝肉の拭き取り検査を実施した。

(イ) BSE検査状況

食用とされる全ての牛の月齢確認を確実に実施するとともに、48か月齢を超える牛についてBSE検査を実施した。

また、事業者の行う特定危険部位の適正かつ確実な除去と焼却について確認した。

区分	と畜検査頭数	と畜検査に基づく全部及び一部廃棄頭数	BSE検査頭数
牛	5,484	3,820	661
豚	185,199	113,721	—
馬	47	23	—
合計	190,730	117,564	661

イ 食肉・食鳥肉衛生管理体制の高度化

と畜場・食鳥処理業者とともにHACCPについての技術研修を実施するとともに、と畜場・食鳥処理場の規模や処理工程に応じた適切なHACCPシステムを構築するため、必要な助言・指導を実施した結果、と畜場2か所及び大規模食鳥処理場5か所についてHACCPが導入され、うち3か所は新たに徳島県HACCP認証を行った。

ウ シカ肉・イノシシ肉の安全性確保

野生鳥獣（シカ：24頭 イノシシ：30頭）について、食中毒や感染症の原因となる病原体の保有状況や放射性物質等残留物質の検査を実施した。

1(3) 獣医師職員の安定的な確保

ア 獣医師職員確保対策の充実強化

(ア) インターンシップ事業の実施状況

徳島県獣医師職員の職務について理解を深めてもらうため、インターンシップ事業を実施し、平成28年度は農林水産部と併せて11名が参加した。

(イ) 獣医師修学資金貸与事業実施状況

公衆衛生獣医師の確保対策のために、徳島県職員として働くことを希望する獣医学生2名に対し修学資金を貸与した。

2 動物愛護管理対策の推進（安全衛生課，動物愛護管理センター）

2(1) 動物愛護思想及び動物の適正飼養の普及・啓発の推進

ア 犬の登録と注射及び立入調査等状況（単位：頭，件）

事項	実績数
登録頭数	2,888 (40,710)
狂犬病予防注射数	25,656
立入調査件数	56
勧告・命令件数	1

() 内は登録原簿記載頭数

イ 犬及び猫の処分頭数等（単位：頭・匹）

事項		実績数
A	徘徊犬捕獲数	649
	犬引取り数	396
	負傷犬収容数	26
B	返還犬数	165
	譲渡犬数	296
C	処分犬合計数	567
D	猫引取り数	434
	負傷猫収容数	40
E	返還猫数	4
	譲渡猫数	141
F	処分猫数	329
G	犬・猫処分合計数（C＋F）	896

2(2) 動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発

動物愛護管理センターを拠点とし，各種の動物愛護事業を実施し，動物愛護思想の普及啓発や動物の適正な飼養管理の指導を行った。

ア 平成28年度動物愛護関係事業

事業	内容	開催回数
動物愛護啓発事業	動物ふれあい教室	54
	動物ふれあい移動教室	21
	動物ふれあい訪問事業	9
	親子参加型教室	1
	夏休み一日体験学習	2

(次のページに続く)

事業	内容	開催回数
動物適正飼養啓発事業	しつけ方教室（講師派遣含む）	12
	適正飼養講習会	28
獣医療	負傷動物の治療	
その他行事	動物ふれあいフェスタ2016	
	動物愛護のつどい	
	動物愛護週間啓発キャンペーン	
	動物愛護啓発パネル展	
	BOW BOW CLEAN UP とくしま	
	飼い主をさがす会同窓会	
	セミナー2017 徳島県の目指すべき「殺処分ゼロ」とは	

イ 市町村適正管理推進モデル支援事業

地域における動物愛護適正管理の推進のため、犬・猫への不妊・去勢手術等を推進する県下全市町村に対し、補助などの支援を行った。

2(3) 動物由来感染症の予防体制整備及び普及啓発

「徳島県動物由来感染症対策検討会」の運営状況

名称	開催回数
徳島県動物由来感染症対策検討会	2回

3 生活衛生対策の推進（安全衛生課）

3(1) 営業施設に対する監視と指導の強化

ア 生活衛生監視指導状況

日常の監視活動の中で、衛生的管理が必要な施設に対して監視指導を実施し、営業者自身の衛生的管理に対する意識を定着させた。

業種	施設数	監視延件数	監視指導率
理容所	1,203 件	141 件	11.7 %
美容所	2,252	231	10.3
クリーニング所	774	118	15.2
興行場	22	1	4.5
公衆浴場	198	33	16.7
計	4,449	524	11.8

3(2) 生活衛生同業組合の活性化

ア 「外国人旅行者」受入事業

生活衛生同業組合員が外国人旅行者に対する生活習慣や食文化を理解し、良質なサービスの提供を行うため、外国人を招いての講習会の開催、県内大学の留学生を対象とした伝統・文化体験等を実施することにより、外国人への待遇の向上やニーズの把握が図られるとともに、徳島ならではの「食」

や「おもてなし」をアピールすることができ、生活衛生同業組合の活性化につながった。

4 水道施設の整備（安全衛生課）

4(1) 水道施設の整備促進

水道の未普及地域の解消，水道施設の耐震化，水道事業の統合広域化，水道老朽施設の更新等を進めるため，水道施設整備費国庫補助制度及び生活基盤施設耐震化等交付金の活用を図り，事業が適正に実施されるよう指導監督した。

平成27年度末における水道普及率は96.6%である。

（平成28年度水道施設整備費国庫補助事業実施表）

事業の種類	実施箇所数	総事業費	左の内訳	
			国庫	その他
生活基盤施設耐震化等交付金	箇所 8	千円 1,812,262 (407,360)	千円 381,233 (135,786)	千円 1,431,029 (271,574)
簡易水道国庫補助事業	6	616,486 (266,130)	132,912 (88,710)	483,574 (177,420)
計	14	2,428,748 (673,490)	514,145 (224,496)	1,914,603 (448,994)

（注）（ ）書きは繰越額で内数

5 消費生活の充実

1 消費者の安全・安心の確保（消費者暮らし政策課，安全衛生課）

1(1) 消費者基本条例の運用

消費者基本条例の運用により，消費者の利益の擁護及び増進を図るとともに，条例に基づき定めた消費者基本計画に沿って各種施策を実施した。

また，ライフステージに即した体系的な消費者教育に取り組んだ。

○ 徳島県消費生活審議会（消費者基本計画部会）の運営

開催年月日	内 容
平成29年2月3日	「徳島県消費者教育推進計画の推進状況について」ほか
平成29年3月24日	「徳島県消費者基本計画」の改定について

1(2) 消費者情報センターの運営

消費者問題に対して，民間が有するノウハウ，柔軟性による一層のきめ細かなサービスが行えるよう，相談業務を委託して，より迅速・適切な相談や助言を目指し，消費者情報センターを運営した。

○ 平成28年度相談件数 2,997件

1(3) 消費者関連法令に基づく指導

ア 特定商取引に関する法律による指導

訪問販売等の取引の適正化及び購入者等の利益の保護を図るため、特定商取引に関する法律の遵守について指導に努めた。

イ 家庭用品品質表示法・消費生活用製品安全法による指導

消費者による商品の適正な選択を確保し、生命又は身体に対する危害の発生等を防止するため、販売業者に対し立入検査を実施し、表示の不備、不適正事項等の指導に努めた。

○ 平成28年度立入検査の状況

事項	内訳	検査店舗数	検査件数	内訳		
				適正表示	無表示	不適正表示
家庭用品品質表示法		102 店	1,411 件	1,411 件	0 件	0 件
消費生活用製品安全法		132	570	570	0	0

ウ 消費生活協同組合の指導育成

県下で活動中の生協（地域生協4，職域生協3，連合会1，合計8組合）に対し、消費生活協同組合法の運用を通して指導・育成に努めた。

エ 物価対策事業の推進

消費者の物価に対する関心や知識を深め合理的な購買行動を助長するため、ホームページへの掲載など、物価情報の提供を行った。

○ 価格動向の情報把握・提供 毎月

オ 公正な取引の確保

不当景品類及び不当表示防止法の運用を行うことにより、商品及び役務の公正な取引の確保と消費者の利益保護に努めた。

○ 事案処理等件数

区分	違反被疑事案受付件数 (うち違反件数)
景品関係	0(0)
表示関係	36(5)

1(4) 消費者行政の活性化

消費者情報センターの相談体制の強化、くらしのサポーター制度の活性化等、消費者行政の充実を図るとともに、「地方消費者行政推進交付金」などを活用して、市町村等の支援を行った。

ア 消費生活相談員等のレベルアップ

消費者行政担当職員、消費生活相談員の実務能力の向上を図るために、消費者庁や国民生活センターが実施する研修を受講させた。

イ くらしのサポーターと市町村との連携推進

より多くの消費者の自立を図るため、個人サポーター及び団体サポーターの認定者数を増やし、くらしのサポーターの裾野を広げるとともに、グループ研修等を行いサポーター活動の活性化を図った。

ウ 市町村等への補助金

市町村等における消費者行政の推進を支援するために必要な事業費を補助した。

○ 平成28年度補助対象市町村等数 8市7町1団体

エ 高齢者の消費生活被害防止

徳島県消費者情報センターに支援員2名を配置し、支援員を中心として、市町村窓口職員の対応能力の向上や消費生活相談体制の充実など、市町村における相談体制強化に向け支援した。

1(5) 食の安全安心の推進

食品の産地偽装の発生や食材の虚偽表示など食に関する問題が相次ぎ、消費者の食に対する不安が高まっていることから、食の安全安心に関する正しい情報の提供やリスクコミュニケーションを促進し、消費者の食への不安を取り除き、安全安心を実感してもらう取組を実施した。

ア 徳島発！食の安全安心実感創出事業

○徳島県食の安全安心審議会の運営

徳島県における食の安全安心に関する重要事項を調査審議し、県の施策や関係者の取組に反映させた。特に、「徳島県食の安全・安心基本指針」、「徳島県食品表示適正化基本計画」の改定に向け審議いただいた。

○リスクコミュニケーションの促進等

食の安全安心を確保するため、消費者、事業者、行政など関係者が広く意見交換を行うリスクコミュニケーションの促進を図った。新たな取組として、事業者から消費者への発信を促進するための「事業者発信型リスクコミュニケーション」、高校生を対象とした「食品表示ゼミナール」、子育て世代を対象とした「食の安全安心ミーティング」を開催した。

イ 「食の安全安心情報メール(メールマガジン)」の運用

違反食品等の回収情報や食の安全安心情報を、登録していただいた県民の皆様にもメールでお知らせすることにより、違反食品等の流通を停止し、市場から速やかに回収するとともに、食品に対する消費者の皆様の不安を解消することを目的に運用を行った。

ウ 「食の安全安心情報ポータルサイト」の運用

食の安全安心情報を一元的に掲載し、消費者から事業者まで、「誰でも、いつでも、どこでも」利用しやすいことを目指し運用した。食品事業者が適正表示に取り組むための情報、消費者が身近で知りたい情報を掲載した「食の安全・安心Q&A」、自主回収情報・食中毒情報などについて、迅速かつ正確な情報提供に努めた。

1(6) 食品表示適正化の推進

平成27年4月1日施行された「食品表示法」の周知に努めるとともに「栄養成分表示」の義務化等新制度への対応が適切に行えるよう啓発、指導を実施した。また、「徳島県食品表示の適正化等に関する条例」の「特定食品製造事業者の届出」制度の周知、「食品表示責任者養成研修」の受講促進、「適正表示推進事業者認定制度」の周知と認定を推進した。

とくしま食品表示Gメンについては、新たに東京・大阪両本部の職員6名を任命するなど、前年度の70名から77名へと増員し、体制強化を図るとともに、科学的産地等判別手法を活用した監視活動

や食品表示のモニタリング調査、食品表示ウォッチャーからの疑義情報に基づく現地調査を実施し、食品表示の適正化に努めた。

ア トレースフードプロジェクト推進事業

- 特定食品製造事業者届出制度の周知，定着促進
- 鳴門わかめの科学的産地判別分析
- 「食品表示責任者養成研修」の開催
- 「適正表示推進事業者認定制度」の周知と認定の推進

イ 「食の適正表示」強化事業

- 景品表示法に基づく飲食店メニュー等の適正表示の推進
- 食品表示法の周知及び栄養成分表示等新制度の啓発，指導
- 「適正表示110番」による情報収集及び適正表示指導
- 広域監視機動班による食品表示の監視活動

ウ とくしま食品表示Gメン活動推進事業

- 加工・流通業者等に対し，計画的に食品表示調査を実施
- 科学的産地等判別分析を用いた監視活動
- 「食品表示ウォッチャー」による表示モニタリング

2 消費者の自立支援と協働（消費者くらし政策課）

2(1) 消費者啓発・教育の推進

県民が自立した消費者として複雑・多様化した消費者問題に対処できるよう，啓発・教育を行い，意識の高揚を図った。

ア くらしの講座等への講師派遣

市町村等からの依頼により，県民が当面する消費者問題や商品等について理解を深められるよう，講師を派遣した。

- 平成28年度講座実施状況 136回，8,795人受講

イ 常設展示・移動展示

消費者に適切な情報を提供するため，消費者情報センター内に常設展示室を設けたり，大学祭やイベント等で移動展示を行い，啓発に努めた。

- 平成28年度実施状況 移動展示 14回開催

2(2) 徳島県消費者大学校の運営

複雑多様化する消費者問題に対応すべく，消費者問題について体系的，専門的に学ぶ消費者大学校を開講して，地域の消費者リーダーを養成するとともに，大学院において，平成25年度から専門教育コース，実践教育コースの2コース制に再編し，教育内容を充実させることにより，消費者活動の指導者養成にも努めた。

- 平成28年度消費者大学校開講状況 6月～8月 8回 50人卒業
- 平成28年度消費者大学校大学院開講状況 8月～9月 5回 42人卒業

2(3) 消費者まっりの開催

毎年5月が「消費者月間」と定められており、この月間中に「消費者まつり」を実施して消費者同士の交流の場を設け、消費生活情報の提供及び消費者教育・啓発を実施することにより、消費者の自立支援及び消費者団体の活動の活性化に努めた。

- 平成28年度開催状況

開催年月日	場 所	参加人員（人）
平成28年5月28日	徳島市・とくぎんトモニプラザ (徳島県青少年センター)	420

2(4) 消費者問題県民大会の開催

県民の消費生活における安全安心の確保のため、「エシカルde地方創生」を主題に県民大会を開催し、「エシカル消費」を中心に、消費者問題に対する意識の醸成・向上を図った。

- 平成28年度開催状況

開催年月日	場 所	参加人員（人）
平成29年2月26日	ホテルクレメント徳島	130

2(5) 消費者ネットワークの活用

悪質商法などの情報を毎週1回メールマガジンで県民のパソコン及び携帯電話に配信するとともに、行政と消費者をつなぐ「くらしのサポーター」等が消費者に役立つ情報を広めることにより、消費者被害の未然防止に努めた。

- 平成28年度メールマガジン登録者数（とくしま交流ひろば） 1,856名
- 平成28年度くらしのサポーター 個人 414名，団体 14団体

3 消費者行政の充実・強化（新未来消費生活課）

3(1) 消費者庁等の移転推進

政府関係機関の地方移転により東京一極集中を是正し、地方創生を推進するために、消費者庁や国民生活センター等の誘致に必要な環境の整備に努めた。

- 消費者庁移転推進統括本部の設置・開催
- 消費者庁等移転推進協議会の設置・開催
- 消費者庁と徳島県との合同会議の開催

6 交通安全対策の推進

1 道路交通環境の整備（道路整備課，交通規制課）

1(1) 交通安全施設等の整備充実

ア 交通安全施設等の整備充実

社会資本整備重点計画法及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、事故危険箇

所における事故抑止対策の実施，高齢者，身体障がい者をはじめ，人にやさしい歩行空間の整備，生活道路におけるゾーン30の対策，渋滞路線の円滑化対策の実施及び道路の新設・改良に伴う交通信号機の整備を実施するとともに，通学路における点検を行い，横断歩道等の新設を含む交通安全対策を実施した。

また，「低炭素社会の実現」や「LEDバレイ構想」の推進を図るため，県が管理する道路照明灯やトンネル照明灯において，県内企業が開発したあわ産LED道路照明灯を導入し，LED化を加速した。

イ 緊急合同点検，通学路交通安全プログラムに基づいた交通安全対策の推進

平成24年以降，全国的に登下校中の児童等に対する事故が相次いだことにより実施した，通学路における緊急合同点検や，各市町村で策定された通学路交通安全プログラムに基づき，学校・教育委員会・道路管理者・県警察が連携し，通学路の安全確保に向けた取組を推進した。

○ 県土整備部

事業別	事業内容	単位	事業量	事業費 (千円)	整備目標・実施状況
補助事業	自転車歩行者道等	km	1.7	970,480	○事故危険箇所（県管理）の事業実施計画 【平成25年度指定分】 H25～H28 22箇所実施 (H28年度末実施済 22箇所) 【平成28年度指定分】 H28～H32 24箇所実施
	交差点改良	箇所	2	74,956	
	電線共同溝	式	1	102,367	
	小計（1種事業）			1,147,803	
	安全施設・通学路整備	式	1	44,294	
	小計（2種事業）			44,294	
	補助事業計			1,192,097	
単独事業	自転車歩行者道等	km	0.8	29,171	
	交差点改良	箇所	1	3,505	
	小計（1種事業）			32,676	
	道路標識・道路照明 防護柵・区画線等	式	1	117,888	
	小計（2種事業）			117,888	
	単独事業計			150,564	
合計（補助事業＋単独事業）			1,342,661		

○ 公安委員会

事業内容		単位	事業量	事業費(千円)	
補助事業	交通管制中央	式	1	85,644	
	交通管制 端末装置	集中制御機	基	20	39,009
		情報収集装置	式	1	17,114
		光ビーコン	基	16	10,644
	信号機改良等	式	1	59,227	
	補助事業計			211,638	
単独事業	交通管制	情報収集装置	式	1	6,190
	端末装置	監視用テレビ	基	2	7,549
	信号機新設	式	1	23,276	
	信号機改良等	式	1	276,164	
	道路標識	式	1	70,334	
	道路標示	式	1	66,634	
	単独事業計			450,147	
合計			661,785		

ウ 効果的、合理的な交通規制の実施

道路の新設・改良及び交通流・量の変化に即応した合理的な交通規制を実施するとともに、既存道路等における交通実態に応じた交通規制の点検・見直しを推進した。また、事故危険箇所対策として、交差点改良に基づく交通信号機の整備及び交通規制を実施する等、総合的な交通管理対策を推進した。

○ 主要交通規制実施状況

規制種別	箇所数	延長等
最高速度	24	18,604 m
はみ出し禁止	5	3,900 m
駐車禁止	6	1,850 m
横断歩道	30	24 本
自転車横断帯	49	98 本
自転車歩道通行可	2	410 m
一時停止	167	202 本
進路変更禁止	7	240 m
進行方向別通行区分	12	410 m
車両通行帯	13	1,775 m

エ 災害時における緊急交通路の確保対策

南海トラフ巨大地震をはじめとする災害の発生時において、早急に緊急交通路を確保し、迅速な救出・救助活動を展開するため、主要交差点における信号機電源付加装置の整備など、信号機の停電対策のほか、信号柱の倒壊対策を更に進めた。

2 交通安全意識の普及高揚（消費者くらし政策課，交通企画課）

2(1) 交通安全教育の充実

ア 体系的な交通安全教育の推進

(ア) 交通安全講習等の開催状況

種 別	回数(回)	参加者(人)
一般	292	19,394
高齢者	378	17,138
小・中・高校生	340	45,253
幼児	203	12,029
計	1,213	93,814

(イ) 交通安全教育DVDの使用・貸出

種 別	回数(回)	延べ人数(人)
一般～高齢者	65	3,460
幼児～高校生	9	1,618
計	74	5,078

(ウ) 交通安全教育推進協議会との連携

地域における交通安全教育推進体制の確立を目的として，市町村・郡あるいは警察署単位で設置している交通安全教育推進協議会（7市12町，交通安全教育指導員15人）と連携し，特に，子供，高齢者に対する交通安全教育を推進した。

2(2) 交通安全活動等の推進

県民の交通安全意識の高揚と正しい交通ルールの実践について啓発を図り，交通事故の防止に努めた。

ア 交通安全運動等の推進

種 別	期 間
春の全国交通安全運動	4月 6日～ 4月15日
交通死亡事故抑止重点運動（徳島セーフティ5）	4月 1日～ 3月31日
自転車交通安全運動月間	4月 1日～ 5月31日
交通マナーアップ推進月間県民運動	7月 1日～ 8月31日
秋の全国交通安全運動	9月21日～ 9月30日
障がい者・高齢者交通安全県民運動	10月21日～11月10日
年末年始の交通安全県民運動	12月10日～ 1月10日
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日， 9月30日
子供と障がい者，高齢者を守る日	毎月 5日
県民交通安全参加日	毎月20日
徳島スマートドライバーセーフティラリー	9月 1日～11月30日

イ 交通安全関係団体の指導，育成

(7) 交通安全指導者講習会の開催状況

種 別	回数（回）	延べ人数（人）
交通安全母の会研修会	6	169
交通安全教育指導者研修会	1	10
高齢者交通安全推進員研修会	1	15
地域交通安全活動推進委員研修会	2	107
計	10	301

(イ) 安全運転管理の徹底

事業所における安全運転管理の充実を図り，事業活動に伴う交通事故を防止するため，次の施策を推進した。

a 安全運転コンクールに対する指導

平成28年9月1日から11月30日までの3か月，一般社団法人徳島県安全運転管理協会が主催した事業所の安全運転コンクール（参加237事業所8,855人）が効果的に行われるよう指導した。

b 安全運転管理者等講習会の実施

県下6会場で補充講習を含めて28回にわたり安全運転管理者等講習を実施した。

c 安全運転管理者選任事業所に対する自主的交通安全活動の促進指導

会報等を通じて各種の交通情報を提供するなど，事業所の自主的な交通安全活動を促した。

(ウ) 高校交通マナーアップクラブの活動の推進

「徳島県高等学校交通マナーアップクラブ連合会」（県下53校）による登下校時の街頭指導や交通安全キャンペーン等の自主的活動を促し，高校生の交通事故防止と交通マナーの向上を図った。

(エ) 交通関係機関及び団体等との連携の強化

a 各種交通安全キャンペーンの実施

各季の交通安全運動の機会を捉え，関係機関及び団体等と緊密な連携を図り，後部座席を含むシートベルト及びチャイルドシートの着用，飲酒運転の撲滅，交差点ルールの遵守，高齢者の交通事故防止，早めのライト点灯とハイビーム，反射材の活用等地域に密着した交通安全キャンペーンを展開した。

b 高齢者宅訪問機関と連携した取組の推進

徳島県民生委員児童委員協議会と連携して老人クラブ等への組織未加入高齢者宅等を訪問し，特殊詐欺や交通事故防止等の安全指導を実施したほか，各地区単位で結成した訪問活動チームにより反射材の配布，着用指導を実施した。

c 交通安全広報の推進

報道機関に対する迅速，的確な素材提供による広報やパンフレット及びチラシの作成・配布のほか，幅広い広報媒体を活用して効果的な広報に努めた。

ウ 交通事故防止対策の推進

(7) 「徳島セーフティ5」の推進

年間を通じて，「子供と障がい者，高齢者の交通事故防止」，「全席シートベルトの着用推進」，「飲

酒運転等の根絶」,「夜間の交通事故防止」,「自転車の安全利用とマナーの向上」を交通死亡事故抑止重点に掲げ,交通ルールの遵守とマナーの向上を図った。

(イ) 交通マナーアップ推進月間県民運動の推進

7月1日から8月31日までの2か月間を「交通マナーアップ推進月間県民運動」と定め,県,市町村,警察,関係団体などが一体となり,県民総ぐるみによる運動を展開した。

(ウ) 高齢者対策の推進

a 高齢者宅交通安全訪問日における交通安全指導の実施

高齢者宅交通安全訪問日を設定し,県下一斉に高齢者宅を訪問しての交通安全指導を実施した。(4月第2週,9月第4週,10月第5週,1,082世帯,1,407人)

b 反射材街頭配布日における反射材の配布

反射材街頭配布日を設定し,県下一斉に街頭活動による反射材の配布を実施した。(4月第2週,9月第4週)

c 高齢ドライバー講習の開催

指定自動車教習所と連携したシルバードライバー自己診断講習をはじめ,高齢ドライバーを対象とした安全運転講習を実施した。(10回 207人)

d 高齢者自転車安全運転競技大会の開催

高齢者を対象とした自転車安全運転競技大会を実施した。(県下 10チーム70人)

e 高齢者交通安全推進員制度の積極的な運用

高齢者交通安全推進員の積極的な活動を推進し,高齢者を対象とした交通安全街頭活動を実施した。

f 徳島県高齢運転者等交通事故防止対策ワーキングチームの設置

高齢運転者等の交通事故防止について,関係行政機関において対策を検討した。(平成29年1月11日)

(エ) 若者の交通事故防止対策の推進

各季の交通安全運動の機会において,無謀運転の追放を展開したほか,高校生に対する二輪安全運転講習会の開催等により,交通安全意識の高揚を図った。

(オ) 飲酒運転追放の推進

県,市町村,警察,関係団体などが一体となり,酒類提供事業所等への呼びかけ,キャンペーン等を実施し,県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を展開した。

(カ) 自転車運転マナーアップの推進

高校生を対象に自転車の交通法規等について講習会を実施した。(29回 8,914人)

(キ) 運転者の無事故・無違反対策の推進

地域・職場・家庭など3人以上5人以下(高齢者チームは2人以上5人以下)でチームを作り,平成28年9月1日から同年11月30日までの3ヶ月間の無事故・無違反を競う徳島スマートドライバーセーフティラリー2016を開催した。

(県下 3,802チーム 14,825人,うち高齢者 360チーム 1,116人)

3 効果的な運転者対策の推進（運転免許課）

3(1) 運転者教育の充実強化

ア 高齢運転者に対する交通安全教育の充実強化及び運転免許の自主返納しやすい環境整備等

75歳以上の高齢者に対する認知機能検査（講習予備検査）の結果に基づき、個々の高齢者の能力等に応じたきめ細やかな講習が実施されるよう、関係機関に対する指導・助言を行った。

また、積極的に申請による免許の取消し制度（自主返納制度）について周知を図り、平成29年1月からは運転免許センターに日曜返納窓口を開設するなど、免許を返納しやすい環境整備に努めた結果、平成28年度は2,322件（うち高齢者2,237件）の自主返納制度の利用につながった。

イ 各種講習の実施状況

講習種別	受講者数(人)
新規運転免許取得時講習	625
更新時講習	97,687
自動車教習所職員講習	303
停止処分者講習	1,524
取消処分者講習	174
違反者講習	558
初心運転者講習	169
高齢者講習	22,993
特定任意高齢者講習	9
計	124,042

ウ 指定自動車教習所への指導監督の強化

指定自動車教習所に対して、立入検査、検定立会及び指導員等に対する法定講習を実施するなど指導監督を強化した。

3(2) 飲酒、ひき逃げ等悪質危険運転者の早期排除

飲酒、ひき逃げ等の悪質・危険な運転者に対しては、運転免許の仮停止・準仮停止制度等を適正かつ積極的に運用し、行政処分を迅速・的確に行うなど道路交通の場からの早期排除に努めた。

3(3) 一定の病気による危険運転者の発見・排除

一定の病気にかかっている者について、運転免許証更新時における個別聞き取り等により発見に努め、取消し54件、停止17件を行った。

3(4) 県民の利便性の確保と負担の軽減

運転免許証の住所地が県内の者であれば、講習の区分、住所地に関係なく、運転免許センター又は徳島東、徳島西、徳島北、鳴門警察署を除く各警察署において、運転免許証の更新手続きができるよう業務を実施し、県民の利便性の確保に努めたほか、70歳以上の運転免許証更新者に義務付けられている高齢者講習について、指定自動車教習所15校に業務委託することにより、遠隔地に居住する高齢者の負担の軽減を図った。

4 道路交通秩序の確立（交通指導課）

4(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの実施

ア 重点指向した指導取締りの実施

交通事故の特徴を踏まえ、速度違反や飲酒運転をはじめ、通学路や交差点等における横断歩道歩行者妨害などの交通死亡事故等に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点指向した効果的な指導取締りを実施した。

イ シートベルト非着用者に対する指導取締りの実施

全席シートベルト着用の徹底を図るため、高速道路・主要幹線道路等において、指導取締りを実施した。

ウ 放置駐車に対する指導取締りの実施

放置車両確認事務の民間委託によって、効果的な放置駐車取締りを実施した。

5 交通事故被害者救済対策の充実（消費者くらし政策課）

5(1) 交通事故相談体制の充実

交通事故相談所において専門の相談員による相談を実施した。

区 分	面接相談	電話相談	計
件 数	58件	179件	237件

5(2) 交通遺児の健全育成

徳島県交通遺児育成会が実施する奨学金支給等、交通遺児の健全な育成を図る事業に対して、570,000円の県負担金を交付した。

○ 奨学金支給状況

支給金額	奨学金支給児童・生徒数			
	小学生	中学生	高校生	計
3,957,000円	14人	18人	19人	51人

7 治安の確保

1 地域安全対策の推進（消費者くらし政策課、拠点整備課、生活安全企画課、地域課）

1(1) 交番・駐在所の生活安全センター化

ア 生活安全センターとしての交番・駐在所の整備

阿南警察署羽ノ浦町交番の建て替え工事が完了した。同交番には、環境に配慮する観点から県産木材を多用したほか、点字ブロックの整備や応接コーナー、駐車場を充実させるなど、地域住民が立ち寄りやすい施設とした。

また、施設の長期的な活用に向けて3箇所の駐在所をリフォームしたほか、老朽化が顕著な駐在所の一括整備に向けたPFI導入可能性調査事業を実施した。

イ 地域住民への情報提供機能の充実

交番・駐在所は地域の生活安全センターとしての機能が期待されていることから、巡回連絡・警ら等の活動において把握した不審者情報・犯罪の発生情報など、地域住民が必要とする情報を「ミニ広報紙」、「交番速報紙」等により発信するとともに、警ら活動等の際に「パトロールカード」の配布を行い地域安全情報の提供を行った。

また、「犯罪情報提供システム」により、県内の身近な犯罪情報や不審者情報を県警ホームページで地図上に表示し、県民にわかりやすく公開するとともに、平成17年から運用を開始した「安心メールシステム」により、不審者情報・地域安全情報等を登録者21,391人（平成28年度末）に積極的に提供した。

さらに、地域の安全・安心に対するニーズに応えるため、「地域の安全を守る会」等の地域防犯ボランティアと協働して、児童に対する見守り活動や大型量販店等に対する防犯パトロール及び防犯キャンペーン等を展開し地域安全意識の高揚を図った。

ウ 交番勤務員の不在対策

交番は地域の生活安全センターとしての機能を有しており、地域住民は「交番には何時も警察官がいて欲しい」との要望が強いことから、平成28年度においても、県下26交番全てに交番相談員（警察官OB、非常勤特別職）を配置するとともに、17交番には交番相談員を複数配置して交番の不在対策を強化し、地域住民の利便性の向上を図った。

1(2) 防犯対策の充実

ア 地域安全ボランティア活動の支援及び育成

(ア) 地域安全ボランティア活動の支援

防犯ボランティア団体に対し、身近な犯罪の発生状況や被害防止等地域の安全確保に必要な情報を適時、提供したほか、防犯ボランティア活動に必要な装備等に対する支援を実施した。

また、青色回転灯装着車（平成28年度末523台）の拡充を図り、防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施など子供の安全確保や地域社会の安全と安心を守るための各種活動の支援を図った。

(イ) 職域防犯組織や学生ボランティアによる地域安全活動の推進

金融機関、運輸業界等既存の職域防犯組織の活性化を図るとともに、新たな団体、防犯組織の参加を推進するなど、地域安全活動の裾野拡大に努めた。

特に、学生等に対しては、積極的な社会参加を呼びかけ、大学生及び高校生によるボランティア活動等各種地域安全活動を推進した。

イ 地域安全推進事業の実施

(ア) 子ども見守りカメラシステム、緊急発報装置付きカメラ等の運用

徳島市八万地区に設置した子ども見守りカメラ25台、徳島市内町地区・板野郡藍住地区の通学路等を中心に設置した緊急発報装置付き防犯カメラ20台、徳島市の千松小学校区の通学路等を中心に設置した千松小学校区街頭防犯カメラ7台、徳島市内中心部の繁華街等に設置した見守り街頭防犯カメラ6台等を運用することにより、防犯ボランティアの行うパトロールや見守り活動を補完するなど、犯罪の起きにくい環境づくりを推進した。

(イ) 「子ども110番の家（車）」の拡充等による子供を犯罪から守る活動の推進

子供が誘拐等の凶悪事件の被害に遭うことなく、安心して登下校できるように通学路や公園等の周辺の民家、商店等の中から県下全域で12,780箇所（平成28年度末）を「子ども110番の家」に指定するとともに県内の企業・団体の営業車両等9,043台（平成28年度末）を「子ども110番の車」に指定するなどして、子供を犯罪から守る活動を推進した。

(ウ) 長寿社会対策の推進

高齢者の保護と社会参加活動の促進を目的として、高齢者を対象に特殊詐欺被害防止教室、悪質商法被害防止教室、高齢者交通安全教室等を開催するなど、高齢者の被害及び事故防止対策を推進した。

ウ 特殊詐欺対策事業の実施

特殊詐欺被害防止のため、「安心メールシステム」等の各種広報媒体による情報発信、各種会合における被害防止教室、関係機関、防犯ボランティア団体等と連携したキャンペーン等の広報啓発活動を推進した。

また、平成28年7月1日から12月31日までの間、「特殊詐欺被害防止コールセンター」を開設し、専門のオペレーターにより、高齢者世帯を中心に個別架電による注意喚起を行った。

エ 安全で安心なまちづくり推進事業の実施

(ア) 安全で安心なまちづくり推進大会の開催

県民等に対し、安全で安心なまちづくり推進の気運を醸成するとともに、安全で安心なまちづくりの趣旨を啓発した。

○ 開催日 平成28年10月11日

○ 場 所 あわぎんホール

○ 内 容 安全で安心なまちづくりに関する知事表彰（個人4、団体6受賞）、講演会

(イ) 防犯ボランティア団体リーダー養成研修

自主防犯活動の推進を図るため、防犯ボランティア団体リーダー養成研修を県内3箇所で行った。

1(3) 初動警察活動の強化

ア 広域自動車警ら隊の活動強化

道路交通網の整備に伴う犯罪の広域化・スピード化に対応するため、広域自動車警ら隊(徳島市内を中心に活動する本隊、県南部には南部方面隊、県西部には西部分駐隊)を効果的に運用し、事件現場への早期臨場のほか、現場及びその周辺において犯人を早期検挙するなど、初動警察活動を強化した。

2 暴力団排除活動の推進（組織犯罪対策課）

2(1) 公益財団法人徳島県暴力追放県民センターにおける活動の充実

県下における暴力団排除活動の中核である公益財団法人徳島県暴力追放県民センターに対し、

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づく責任者講習

- ・ 企業等暴排セミナー

等の活動に関する支援を積極的に行い、県民の期待に応えた。

種 別	回 数	受講者数（実施対象）
責任者講習	18回	493人（事業所、公務所）
企業等暴排セミナー	35回	1,894人（職域団体）

2(2) 地域暴排組織及び職域暴排組織の活性化

公益財団法人徳島県暴力追放県民センターとの共催による第13回暴力追放徳島県民大会の開催、行政機関及び地域・職域暴排組織主催による暴力追放大会や暴力排除会議等における講演、資料提供等暴力団排除活動への支援を行うとともに、社会から暴力団を排除するため「徳島県暴力団排除条例」の広報啓発活動に努めた。

種 別	受講者数（実施対象）
暴力追放徳島県民大会における講演	850人（職域団体等）

2(3) 暴力団被害者等の保護対策の徹底

暴力団対策法運用関係者及び暴力団被害関係者に対して、緊急通報装置を貸し出すなどして保護対策を徹底した。

3 被害者支援活動の推進（消費者くらし政策課、情報発信課）

3(1) 職員等に対する被害者支援等の周知徹底

県警察学校の各種専科教養及び各警察署内での職場教養などを通じて職員に対する指導・教養に努め、被害者等の心情・ニーズに配慮した対応の浸透を図った。また、市町村の犯罪被害者等施策担当者研修会を開催し、市町村に求められる犯罪被害者支援についての理解を深め、市町村における被害者支援体制の充実を図った。

3(2) 犯罪被害者支援組織との連携強化及び民間被害者支援団体との連携

ア 徳島県犯罪被害者支援連絡協議会等との連携強化

(ア) 平成28年7月28日、徳島県犯罪被害者支援連絡協議会の総会を開催して会員相互の連携強化と活性化を図ったほか、総会に併せて交通事故被害者遺族による特別講演会を開催して犯罪被害者支援に関する意識向上に努めた。また、各警察署においても地区犯罪被害者支援連絡協議会の総会を随時開催し、関係会員間の連携強化と活性化に努めた。

(イ) 平成28年11月28日、スーパーセンターマルナカ徳島店において、徳島県犯罪被害者支援連絡協議会、大学生ボランティア等と連携し、広報啓発活動を実施した。

イ 民間被害者支援団体との連携

(ア) 平成28年9月9日、自治体で犯罪被害者支援に携わる職員の方を講師に迎え、市町村の犯罪被害者等施策担当者研修会を開催し、市町村に求められる犯罪被害者支援についての理解を深め、自治体の犯罪被害者支援体制の充実を図った。

- (イ) 平成28年10月29～30日、徳島大学において生命のメッセージ展を開催して来場者の意識向上を図った。
- (ウ) 平成28年10月30日、交通事故被害者遺族による犯罪被害者支援講演会を開催して来場者の意識向上を図った。
- (エ) 平成28年10月30日、交通事故被害者遺族を招きシンポジウムを開催して各種支援制度や支援内容についての意見交換を行った。
- (オ) 平成28年11月2日、徳島地方検察庁、徳島弁護士会、徳島保護観察所、公益社団法人徳島被害者支援センター合同による意見交換会を開催した。
- (カ) 平成28年11月28日、犯罪被害者遺族による犯罪被害者支援講演会を開催して来場者の意識向上を図った。
- (キ) 平成29年2月22日、犯罪被害者遺族による犯罪被害者支援講演会を開催して来場者の意識向上を図った。

3(3) 被害相談窓口等の広報

ア 広報キャンペーンの実施

平成28年4月1日～平成29年3月31日、県警本部1階情報発信コーナーで「犯罪被害者支援に関する企画展」を開催し、相談電話（心のケア）の利用等呼びかけた。

イ 広報媒体を活用した広報の実施

県警ホームページ、ソーシャルメディア（SNS）、地元新聞等を活用した被害相談窓口等の紹介を行った。

ウ 犯罪被害者支援に関する資料の作成

- (ア) 犯罪被害者のための制度等を網羅的に分かりやすく取りまとめた「被害者の手引（交通用）」を作成した。
- (イ) 犯罪被害者支援広報用のポケットティッシュを作成し、広報啓発活動等に活用した。

3(4) 犯罪被害者支援に携わるボランティア支援員の養成

犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことができるボランティア支援員を養成するため民間被害者支援団体が行う支援活動員養成講座（基礎講座、初級講座）に職員を派遣し講義を実施した。

4 犯罪即応体制の強化（警務課，組織犯罪対策課）

4(1) 治安に係る事象の国際化への対応

訪日外国人の増加とともに、本県では、東南アジア諸国の在留外国人が急増傾向にあり、今後も、外国人が関係者となる犯罪の増加が予想されることから、これら治安に係る事象の国際化に対して、的確に対応し得る捜査員の育成強化に努めた。

ア 国際捜査研修制度の充実

部外通訳者を介さず、警察官自ら外国人被害者等からの事情聴取、あるいは外国人被疑者の取調べが出来るよう、高いレベルの語学力を備えた捜査官を育成するため、民間委託によるベトナム語、

中国語及び英語の会話教養（3人）を実施した。

イ 通訳体制の充実

取扱いの多い中国語を中心として、19言語・50人の部外通訳者を確保し、通訳体制の強化を図った。

5 銃器対策の強化（組織犯罪対策課）

5(1) 水際防止システムの整備・充実

近年、暴力団等の犯罪組織は、拳銃の密輸や隠匿方法の巧妙化を図っており、拳銃の発見・押収がますます困難となっている中、拳銃の一般社会への拡散化を防止するため、各種装備の整備及び税関・海上保安庁など関係機関・団体等との連携をより一層強化した。

5(2) 広報啓発活動の推進

拳銃等の違法銃器を根絶するためには、県民一人一人が違法銃器に対する違法性の認識を高める必要があることから、チラシ・リーフレット・ミニ広報紙の発行、街頭キャンペーンのほか、「拳銃110番報奨制度」及び「匿名通報ダイヤル」について、積極的な広報啓発活動を推進し、県民総ぐるみによる総合的な施策を推進することにより、違法銃器を排除する社会環境づくりを行った。